

取引所株価指数証拠金取引に関するマーケットメイク業務等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、取引所株価指数証拠金取引に関する業務規程の特例（以下「株価指数特例」という。）第4章の規定に基づき、マーケットメイカーがマーケットメイカーとしての義務を遂行するために行う業務（以下「マーケットメイク業務」という。）等に関し本取引所が必要と認める事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、特に定めのある場合を除き、定款、業務規程及び株価指数特例に定めるところによる。

(マーケットメイカーの指定)

第3条 株価指数特例第10条第1項に規定する本取引所が別に定めるマーケットメイカーの募集は、期間を定めて行うものとする。

2 マーケットメイカーへの指定を希望する株価指数証拠金取引参加者等又は株価指数証拠金取引参加者等となろうとする者（以下「応募申請者」という。）は、前項の期間中に、本取引所が定める「マーケットメイカー応募申請書」を提出するものとする。

3 本取引所は、マーケットメイカーの指定に係る審査を行うときは、応募申請者の本取引所、所属の国内の他の金融商品取引所、外国金融商品取引所等及び金融市場等における実績並びにマーケットメイカーとしての義務を本取引所が定める指定時間帯において遂行するために必要なシステム、事務処理体制及びサポート体制の整備状況等を総合的に勘案し、審査を行うものとする。

4 本取引所は、マーケットメイカーを指定するときは、その任期の開始日時を定めて、書面により通知するものとする。

(指定時間帯)

第4条 株価指数特例第11条第1項に規定する本取引所が別に定める指定時間帯は、取引所株価指数証拠金取引の種類に応じて、株価指数特例第5条第1項から第6項までに規定するプレオープン時間帯開始時から付合せ時間帯終了時までとする。

(平成26年9月20日、平成28年6月27日、2020年10月26日 変更)

(マーケットメイク呼び値の提示に係る遵守事項)

第5条 株価指数特例第11条第1項に規定する本取引所が別に定めるマーケットメイク呼び値の提示は、マーケットメイカーが次の各号に定める事項を遵守して行うものとする。

(1) マーケットメイク売呼び値の価格とマーケットメイク買呼び値の価格の差が、本取引所

が適正と認める価格差となるよう、マーケットメイク呼び値を提示すること。

- (2) マーケットメイク売呼び値に係る数量及びマーケットメイク買呼び値に係る数量が、本取引所が適正と認める数量となるよう、マーケットメイク呼び値に係る数量を提示すること。

(マーケットメイク呼び値に係る聴取)

第6条 本取引所は、マーケットメイク業務の健全な運営のため必要と認めるときは、マーケットメイカーに対し、マーケットメイク呼び値の提示について聴取を行うことができるものとし、マーケットメイカーはこれに応じなければならない。

(マーケットメイカーの指定の取消等)

第7条 本取引所は、株価指数特例第14条第1項の規定に基づき、マーケットメイカーとしての業務の全部若しくは一部の停止措置又はマーケットメイカーの指定の取消しを行うときは、当該マーケットメイカーに対し、当該業務の停止措置又は指定の取消しの効力発生日時を定めて、書面により当該業務の停止措置又は指定の取消しの通知をなすものとする。

(マーケットメイカーの辞任)

第8条 マーケットメイカーは、株価指数特例第16条の規定に基づき、マーケットメイカーを辞任するときは、その任期の開始日時以後12か月以上経過した日時を辞任の効力発生日時と定めて、その6か月前までに本取引所に対し書面により通知することにより、マーケットメイカーを辞任できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、マーケットメイカーは、本取引所が真にやむを得ないと認める事由によりマーケットメイク業務の継続が困難となった場合は、本取引所の承認を受けてマーケットメイカーを辞任することができる。

(定率手数料の免除)

第9条 本取引所は、マーケットメイカーがマーケットメイク業務により成立させた取引所株価指数証拠金取引については、取引参加者規程第11条第1項に定める定率手数料を免除するものとする。

(規則の変更通知)

第10条 本取引所は、この規則を変更するときは、株価指数証拠金取引参加者等に事前に通知するものとする。

(必要事項の決定等)

第11条 本取引所は、この規則に規定するもののほか、必要な事項につき細則を定め又は必要な措置を講ずることができる。

- 2 本取引所は、前項の細則を定めたとき、又は同項の措置を講じたときは、遅滞なくマーケッ

トメイカーに通知するものとする。

(マーケットメイカー取扱担当者の届出等)

第12条 マーケットメイカーは、第3項に規定する本取引所からの当該マーケットメイカーに対する要請その他一切の通知等を受領するために、株価指数責任者に対して、参加者端末装置の設置場所に常駐している者の中から、当該マーケットメイカーの受領代理人（以下この条において「マーケットメイカー取扱担当者」という。）を1名以上選任する権利及びこれを解任する権利を付与するものとする。

2 マーケットメイカー又は株価指数責任者は、前項の規定によりマーケットメイカー取扱担当者を選任又は変更しようとするときは、あらかじめ所定の届出書を本取引所に届け出るものとする。

3 本取引所は、この規則又は前条に規定する細則若しくは措置に基づき、マーケットメイカー取扱担当者が選任されているマーケットメイカーに対し呼び値の要請その他一切の通知等をなすときは、当該マーケットメイカーの株価指数責任者に代えて、マーケットメイカー取扱担当者に対して行うことができる。

(マーケットメイク用株価指数 ID の指定)

第13条 マーケットメイカーは、本取引所が指定する株価指数 ID をマーケットメイク用株価指数 ID として使用しなければならない。

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年9月20日から施行する。

附則

この規則は、平成28年6月27日から施行する。

附則

この規則は、2020年10月26日から施行する。